

第3期当別町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託公募型プロポーザル 企画提案説明書

1 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期当別町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第3期計画」という。)を策定するにあたり、必要な業務の一部を委託するものである。

第3期計画の策定にあたり、基礎資料とするための子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の実施、並びに調査結果や現状分析、各種事業の需要量の推計、関係法令や基本指針、当別町の子ども・子育て支援施策等を踏まえた計画策定の支援を目的とする。

2 業務の概要

(1) 発注者

当別町長 後 藤 正 洋

(2) 業務名

第3期当別町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

(3) 業務の内容

ア ニーズ調査の企画立案・実施等

イ 計画骨子の提案

ウ 人口の現状分析及び推計人口等の設定

エ 子ども・子育て施策の現状分析と課題の整理

オ 「量の見込み」の設定に関する支援

カ 「量の見込み」に対応する提供体制の確保策の提案

キ 第3期計画の素案及び原案の作成

ク 計画書及び概要版のデータ作成

ケ パブリックコメントの実施に関する支援

コ 会議等の支援

サ 子ども施策に対する子ども等の意見の反映

※ 詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 予算上限額

5,600,000円

※ 予算に係る留意点

本公募型プロポーザルは、令和5年度12月補正予算の債務負担行為の成立を前提に

行うものであり、このため、成立した場合には、本公募型プロポーザル方式により選定した事業者と契約を取り進めることとする。ただし、成立しなかった場合には、本公募型プロポーザル方式にかかる契約は行わない。また、得られたいかなる権利も失効するものとし、事業者に損害等が生ずることがあっても当町は賠償の責任を有しない。

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者又は複数の事業者等で構成する連合体とする。

(1) 共通要件

- ア 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する事業者であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ウ 当別町財務規則(昭和44年当別町規則第12号)第122条の規定に該当するものであること。
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていないものであること。
- カ 法人税、道税、町税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- キ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例(平成27年当別町条例第15号)第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。
- ク プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。
- ケ 連合体の構成員が単独事業者又は他の連合体の構成員として本業務のプロポーザルに参加するものでないこと。

(2) 単独の事業者における資格要件

本業務と関連又は類似するような業務について、業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、地方公共団体での類似する業務の受託実績があること。

(3) 連合体における資格要件

- ア 本業務と関連又は類似するような業務について、連合体の構成員が業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、地方公共団体での類似する業務の受託実績があること。
- イ 本業務の受託者となった連合体は、業務完了後3月を経過するまでの間は、連合体を解消しないこととし、3月を経過後に契約の内容に適合しない状態があった場合は、連合

体の代表事業者が対応するものとする。

4 事務局

当別町教育委員会子ども未来課

〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町32番地2

当別町総合保健福祉センターゆとろ 内

電話:0133-23-3024

FAX:0133-25-5018

電子メール:kosodate@town.tobetsu.hokkaido.jp

5 スケジュール (予定)

プロポーザルの公告	令和5年12月12日(火)
参加企業に対する説明会	令和5年12月19日(火)
参加表明書質問書受付期間終了	令和5年12月26日(火)
参加表明書質問書に対する回答期限	令和6年 1月10日(水)
参加表明書提出期限	令和6年 1月12日(金)
企画提案書提出要請	令和6年 1月15日(月)
企画提案書質問書受付期間終了	令和6年 1月22日(月)
企画提案書質問書に対する回答期限	令和6年 1月25日(木)
企画提案書提出期限	令和6年 1月30日(火)
プロポーザル審査会(プレゼンテーション等)	令和6年 2月 5日(月)
審査結果通知	令和6年 2月 6日(火)
本契約締結	令和6年 2月 中旬以降

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書(別記様式第1号) ※添付書類含む

イ 事業者(構成員)の概要調書(別記様式第2号)

ウ 申出書(別記様式第3号)

(2) 提出部数

上記(1)について、各1部

(3) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

当別町教育委員会子ども未来課（当別町総合保健福祉センターゆとろ内）

ウ 提出期限

令和6年1月12日(金) 午後5時まで

(4) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

- ・質問は、「参加表明書に関する質問書」(別記様式第4号)により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて到着確認を行うこと。
- ・企画提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。

イ 質問書の受付期間

令和5年12月26日(火) 午後5時まで

ウ 回答方法

- ・質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和6年1月10日(水)までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、町ホームページに掲載する。
- ・原則、再質問は受け付けない。

(5) 参加要件の確認

ア 参加希望者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を要請する参加者(以下「応募事業者」という。)に対して、令和6年1月15日(月)までに企画提案書(別記様式第5号)の提出を書面により要請する。

イ 参加希望者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対しては、令和6年1月15日(月)までに、その旨を通知する。

7 参加表明書等の記入上の留意事項

(1) 参加表明書(別記様式第1号)

ア 代表者印(連合体の場合は代表事業者印)を押印のうえ、提出すること。

イ 担当者の電子メールアドレスを記入すること。

ウ 代理人や支店長など代表権のない方の代表者印で参加表明書を提出する場合は、委任状を添付すること。

エ 単独事業者又は連合体構成員すべての登記事項証明書を添付すること(発行後3ヵ月以内のもの。写し可)。

オ 単独事業者又は連合体構成員すべての納税証明書を添付すること(発行後3ヵ月以

内のもの。写し可)。対象となる税目は、法人税と消費税及び地方消費税(税務署納税証明書その3の3)、道税(道税事務所納税証明書「資格審査請求」。道が賦課徴収するものに限る)、町税(課税対象法人に限る。当別町税務課発行の納税証明書)とする。

カ 連合体は、前2号で定める書類のほか協定書及び委任状の写しを提出すること。

キ その他、会社概要等、参考となる書類の提出は妨げない。

(2) 事業者(構成員)の概要調書(別記様式第2号)

ア 事業の確実な実施のため、必要な人材を確保できる体制であること。

イ 受託実績の対象は、過去10年以内に地方公共団体で受託した、本業務と関連又は類似するような業務とする。なお、記入した業務については、契約書(鑑)の写し及び業務の完了が確認できる資料の写し、事業の概要が確認できる書類を提出すること。

ウ 前号の書類添付については、A4判縦1枚とし、A3判を添付する場合は折込み添付とする。

エ 連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。

(3) 申出書(別記様式第3号)

連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書(別記様式第5号)

(2) 提出部数

正本1部、副本12部

※ 企画提案書の正本には提出者名を記入し、副本には提出者名、担当者名を特定できる語句、記号、図等を記入しないこと。

(3) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時(最終日は午後1時)までとする。郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

当別町教育委員会子ども未来課(当別町総合保健福祉センターゆとろ内)

ウ 提出期限

令和6年1月30日(火)午後1時まで

(4) 企画提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「企画提案書に関する質問書」(別記様式第6号)により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて到着確認を行うこと。

イ 質問書の受付期間

令和6年1月22日(月) 午後5時まで

ウ 回答方法

- ・質問に対する回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、令和6年1月25日(木)までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、町ホームページに掲載する。
- ・原則、再質問は受け付けない。

9 企画提案書の記入上の留意事項

(1) 共通事項

- ア 文章の文字サイズは8.0ポイント以上、図の注釈等は6.0ポイント以上とする。
- イ 企画提案書のサイズはA4判縦を基本とし、A3判を添付する場合は折込み添付とする。
なお、枚数については、制限を設けない。
- ウ 正本のみ企画提案者名を記載し、副本は応募事業者が特定できる内容は記載しないこと。

(2) 企画提案を求める事項

ア 提案全体の趣旨及び方向性

- ・子ども・子育て支援制度に関する社会的背景、国の動向について記載し、これを踏まえた上で、提案全体の趣旨及び方向性について説明すること。

イ 第2期計画における子ども・子育て施策の現状分析と第3期計画へ反映するための考え方

- ・第2期計画の実施状況を踏まえ、当町の子ども・子育て施策の現状を分析し、第3期計画にどのように反映させていくかについて説明すること。

ウ ニーズ調査に関する考え方

- ・町民の子育て支援事業に関する意向等を把握するために実施するニーズ調査に係る企画立案の方針と、調査結果を第3期計画にどのように反映させていくかについて説明すること。

エ 子ども施策に対する子ども等の意見の反映に関する考え方

- ・こども基本法(令和4年法律第77号)第11条に基づき、子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるため、意見を聴取するための効果的な手法と第3期計画への意見の反映方法を説明すること。

オ 計画策定支援に関する考え方

- ・計画策定に必要となる次の業務に対する町への支援方法について説明すること。

- ①当別町子ども・子育て会議の支援
 - ②パブリックコメントの実施支援
 - ③国・他自治体の動向に係る情報等の提供
- (3) 業務に係る積算等
事業費の積算に当たっては、別紙仕様書を参考とすること。

10 プロポーザル審査会における受託者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時及び場所

令和6年2月5日(月) 午後1時から

当別町総合保健福祉センターゆとろ (石狩郡当別町西町32番地2)

イ 実施方法

- ・1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明30分以内、質疑15分以内の計45分とする。
- ・プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて、1事業者(連合体応募の場合は連合体で1事業者とみなす)につき3名までとする。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書のみを使用することとし、説明資料の追加は認めない。しかし、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

(2) 企画提案の審査

企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本事業における確実な業務遂行能力、企画提案の実現性、独創性等を総合的に評価し、最優秀者1者及び次席者1者を選定する。

(3) 選定事業者の通知

審査結果に基づき、選定された最優秀者及び次席者となった者、選定されなかった応募事業者に書面により通知するものとする。

11 本業務の契約について

(1) 契約の締結

ア 町と選定された最優秀者は当該業務について協議を行い、別紙仕様書及び提案内容等を踏まえて合意の上、当該業務仕様書を作成するものとする。

イ 前号の当該業務仕様書に基づく見積書を徴収し、選定された最優秀者と見積合わせを実施し、随意契約を行う。

ウ 選定された最優秀者と契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 支払条件

完成時後払いとする。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書は、以下のとおりとする。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に、適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 参加表明及び企画提案書の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外には無断で使用しない。
- (5) 提出された書類は、応募事業者の選定及び最優秀者の選定を行う作業に必要な範囲又は場合において、複製を作成する。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え、再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (8) 最優秀者として選定された事業者を公表できるものとする。
- (9) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- (10) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することを禁ずる。